

100号事件

第1 審査会の結論

平成30年4月20日付け部分開示決定は取り消す。

非開示部分の全部を開示すべきである。

第2 公文書開示請求から本件審査請求に至るまでの経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成30年3月2日付け、及び同月30日付けで、実施機関に対し、下記文書（以下、「本件文書」という）の開示を求める公文書開示請求を行った。

記

桑名市多度地区小中一貫校多機能複合化事業基本構想・基本計画策定支援業務に関する

- ・第1回事務局打合せ 議事要旨
- ・第2回事務局打合せ 議事要旨
- ・第3回事務局打合せ 議事要旨
- ・第4回事務局打合せ 議事要旨

2 公文書部分開示決定

実施機関は、平成30年3月15日付け、同年4月13日付け、及び同月20日付けで公文書部分開示決定をし、最終的に、桑名市情報公開条例第7条第5号及び同条第6号を根拠として、本件文書中、下記の部分が非開示とされた。

記

（第3回事務局打合せ 議事要旨）

- ・「1. 意見交換」における「○敷地候補検討」の全て
- ・「1. 意見交換」における「○今後の進め方について」7行目の一文

（第4回事務局打合せ 議事要旨）

- ・「1. 意見交換」における「○候補地検討」1行目の一文

3 本件審査請求

審査請求人は、平成30年6月12日付けで本件審査請求を行った。

審査請求の理由の骨子は、同日付け審査請求書、同年7月12日付け意見書、当審査会における第1回審議での審査請求人の発言に照らせば、下記のとおりである。

記

- ・桑名市情報公開条例第7条第5号を根拠とする非開示について

①同条同号で規定される「市、…の内部又は相互間における審議、検討又は

協議に関する情報」は、市と委託事業を受託した民間事業者との協議内容は対象にしておらず、非開示部分の情報は、同条同号には該当しない。

・桑名市情報公開条例第7条第6号を根拠とする非開示について

①実施機関は、非開示部分の情報が、同条同号で規定されるア～オのいずれの情報に該当するのかを明示していない。

②同条同号で規定される非開示情報は、「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」とされており、単なる支障ということとどまらず、「著しい支障」とは何を想定しているのか不明である。

第3 審査会の判断

1 桑名市情報公開条例第7条第5号を根拠とする非開示について

(1) 同条同号は、適正な意思決定手続の確保を保護法益とする。

そして、同条同号の対象となる情報は、公的機関の「内部又は相互間」における審議、検討又は協議に関する情報である。

(2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号を根拠とする非開示の是非を検討する。

本件文書において、非開示とされた情報は、実施機関とプロポーザルで選定された民間事業者との協議に関する情報である。

しかしながら、当該民間事業者は、実施機関とは対等な契約関係にあるビジネスパートナーであり、行政機関の「内部」に属するとは認定できない。

この点、実施機関は、平成30年6月22日付け弁明書及び当審査会における第1回審議での発言において、高松高裁平成17年1月25日判決を挙げて、民間人が出席する会合での協議に関する情報が非開示とされている事例があると主張するが、同判例における会合とは、ある病院を社会福祉法人に経営委譲するか等を意思決定する過程で「行政機関が設置、開催した協議会」であり、同協議会そのものが行政機関の「内部」と解釈できる事例なのであって、本件とは本質的に異なるものと言わざるを得ない。

加えて、非開示情報は、公開原則の例外として、極めて限定的に列挙されている法体系に鑑みれば、文理解釈に反する安易な拡大解釈は採用し得ない。

そうすると、実施機関と対等な契約関係にあるビジネスパートナーに過ぎない民間事業者との協議に関する情報を行政機関の「内部」における情報と解釈することは困難であり、本件文書における情報は、同条同号には該当しない。

従って、本件文書における情報について、同条同号を根拠に非開示とすることは許されない。

2 桑名市情報公開条例第7条第6号を根拠とする非開示について

(1) 同条同号は、公的機関が行う事務または事業が広範かつ多種多様であることか

ら、各機関共通にみられる事務または事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをア～オで「例示的」に掲げた規定である。

ただし、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるところである。

さらには、当該事務又は事業の「性質上」との絞りが付加されている点にも、十分に留意する必要がある。

- (2) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号を根拠とする非開示の是非を検討する。

実施機関は、本件文書における情報にかかる事務は、同条同号のア～オの例示事務には該当しないと主張するが、本件文書における情報は、契約当事者との打合せ（協議、調整）に関する情報であるから、同事務は、同条同号イにおける「交渉」に係る事務に関する情報に該当する。

ここでの「交渉」とは、「当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関して一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うこと」と解されるからである。

本件文書における情報が「交渉」に関する情報であるならば、それが非開示情報たり得るためには、公にすることにより、実施機関の「財産上の利益」や「当事者としての地位」を不当に害するおそれが認定されねばならない。

しかしながら、本件文書における非開示部分については、これを開示したとしても、特段、実施機関の「財産上の利益」や「当事者としての地位」を不当に害するおそれがあると認められるものは看取されない。

また、同条同号柱書で規定される「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」についても、実施機関に主張・立証責任があるところ、本件文書における情報を開示することによって、如何なる支障があるのか、十分な主張・立証は為されなかったと言わざるを得ない。

特に、桑名市情報公開条例においては、単なる支障では足りず、「著しい」という要件を付加しているのであって、本件文書における情報が非開示情報として是認されるに足るだけの特段の事情は看取されない。

従って、本件文書における情報について、同条同号を根拠に非開示とすることは許されない。

3 桑名市情報公開条例第7条第3号を根拠とする非開示について

- (1) 同条同号については、実施機関からの主張はないが、実施機関の協議相手が民間事業者であるため、当該事業者の事業上の利益を害するおそれがあるか否かについては、念のために検討せざるを得ない。

- (2) 同条同号は、公文書公開の要請と法人等の法的保護に値する利益との調整を図る規定であり、同条同号における「正当な利益」とは、生産技術上または事業運営上のノウハウ、名誉・信用などのほか、法人等の事業運営上法的保護に値する利益を含むものと解される。

なお、裁判例によれば、「単に行政機関の主観においてその利益が害されるおそれがあると判断されるだけでなく、法人等の権利利益が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められることが必要」（東京地判平21・2・27）である。

- (3) そこで、実施機関によって非開示とされた部分について、同条同号を根拠とする非開示の是非を検討する。

本件文書において非開示とされた情報は、いずれも「敷地候補検討」や「今後の進め方」といった契約当事者間の協議、調整にかかる情報であり、特段、民間事業者の事業上の正当な利益を害するおそれのある情報は含まれていない。

従って、本件文書における情報について、同条同号を根拠に非開示とすることは許されない。

第4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月22日	・実施機関から審査請求諮問書及び審査会会議出席届出書を受理
6月29日	・審査請求人に対して意見書及び出席申請書提出通知
7月12日	・審査請求人から意見書及び審査会出席届出書受理
7月25日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
8月8日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大 学 准 教 授
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士
委 員	藤 本 直 記	税 理 士